### 6. インド、パキスタンによる核実験

1998年6月6日午後12時47分採択(=1-3-7時間) 全 会 一 致

〔仮訳〕

### 安保理決議 1172

(日本、スウェーデン、コスタ・リカ、スロヴェニア共同提案)

#### 安保理は、

1998年5月14日の議長声明(S/PRST/1998/12)及び1998年5月29日の議長声明 (S/PRST/1998/17)を改めて確認し、

特に、全ての大量破壊兵器の拡散が国際の平和と安全に対する脅威を構成する ことを述べた1992年1月31日の議長声明(S/23500)に改めて言及し、

インド及びパキスタンにより実施された核実験という、核兵器の不拡散のためのグローバルな体制を強化することを目的とする国際的な努力に対する挑戦を深く憂慮し、また、地域の平和と安定に対する危険を深く憂慮し、

南アジアにおける核軍備競争の危険を深く憂慮し、また、このような競争を防 ぐことを決意し、

核不拡散及び核軍縮に向けたグローバルな努力にとって、核兵器の不拡散に関する条約 (NPT) と包括的核実験禁止条約 (CTBT) が決定的に重要であることを改めて確認し、

1995年の NPT 再検討・延長会議において採択された核不拡散及び核軍縮の原 則及び目的、さらに同会議が成功裡に終了したことを想起し、

NPT の全ての規定の完全な実施と効果的な履行に向けて、決意をもって行動し続ける必要性を確認し、また、NPT 第6条の下での核軍縮に関するコミットメントを達成するという5核保有国の決意を歓迎し、

国連憲章の下で負っている国際の平和と安全の維持に関する主要な責任に留意し、

1. インドが1998年5月11日及び13日に、また、パキスタンが1998年5月28日及び30日 に実施した核実験を非難する。

- 2. 1998年6月4日のジュネーブにおける会合で発出された中、仏、露、英、米の外相による共同コミュニケ(S/1998/473)を支持する。
- 3. インド及びパキスタンに対し、これ以上核実験を実施しないよう要求するとともに、この関連で、全ての国に対し、CTBT の規定に従って、いかなるものであれ、 核兵器の実験的爆発又はその他の核爆発を実施しないよう求める。
- 4. インド及びパキスタンに対し、情勢の悪化を防ぐために、最大限の自制を行使し、また、威嚇的な軍事行動、越境侵犯、又はその他の挑発行動を行わないよう求める。
- 5. インド及びパキスタンに対し、両国間の緊張を除去するために、全ての未解決の問題、特に平和と安全に関する全ての問題について、両国間で対話を再開することを求めるとともに、カシミールを含む緊張の根本的原因に対処するための相互に受け入れ可能な解決策を見出すよう奨励する。
- 6. インド及びパキスタンが対話を開始するよう奨励する事務総長の努力を歓迎する。
- 7. インド及びパキスタンに対し、核兵器開発計画を中止し、核軍備化及び核配備を 行わず、核弾頭搭載可能な弾道ミサイルの開発及び核兵器のための核分裂物質のい かなる生産をも中止し、大量破壊兵器及びこれらを搭載可能なミサイルに貢献しう る設備、物質又は技術を輸出しないとの方針を確認し、この関連で適切なコミット メントを行うことを求める。
- 8. 全ての国に対し、インド及びパキスタンの核兵器及び核兵器搭載可能な弾道ミサイルの開発計画に何らかの形で資することのある設備、物質及び関連技術の輸出を防止するよう奨励し、このような観点から採択され宣明された国家の方針を歓迎する。
- 9. インド及びパキスタンの実施した核実験が、南アジア及びその他の地域の平和と安定に与える悪影響への深い憂慮を表明する。
- 10. 国際的な核不拡散体制の礎としての、また、核軍縮推進のために不可欠の基礎としての、NPT 及び CTBT への完全なコミットメント、並びにこれらの条約の決定的な重要性を改めて確認する。
- 11. 国際的な核不拡散体制は維持され、強化されるべきであるとの確固たる確信を表明し、NPT に照らし、インドもパキスタンも核兵器保有国としての地位は認められないことを想起する。

- 12. インド及びパキスタンが行った実験は、核不拡散及び核軍縮に向けたグローバル な努力に対する深刻な脅威を構成することを認識する。
- 13. インド及びパキスタン、並びに NPT 及び CTBT に未加入のその他の全ての国に対し、これらの条約に遅滞なく無条件で加入することを求める。
- 14. インド及びパキスタンに対し、ジュネーブ軍縮会議における核兵器その他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産禁止に関する条約(カット・オフ条約)の早期合意を目指し、前向きな精神でかつ既に合意されたマンデートに基づき、同条約の交渉に参加するよう求める。
- 15. 事務総長に対し、この決議を履行するためにインド及びパキスタンがとった措置につき、早急に安保理に報告するように求める。
- 16. この決議の履行を確保するための最善の方法につき、更に検討する用意があることを表明する。
- 17. 引き続き本件に積極的に関与する。

### インドの核実験実施に対する我が国の措置に関する村岡官房長官の談話

平成10年5月13日

- 1. 11日、インドが核実験禁止の流れに逆行して、核実験を行ったことは極めて遺憾である。我が国は、12日、小渕外務大臣よりシン在京インド大使を招致し、この遺憾の意と共に各開発の早期停止をインド側に申し入れたところである。
- 2. 今般のインドによる核実験実施は、核兵器の無い世界を目指す国際社会全体の努力に対する挑戦であり、全く容認できないものである。インドに対しては核実験の即時停止と、NPT 及び CTBT への早期加入を改めて求めたい。
- 3. このため政府としては、ODA 大綱原則に鑑み、以下の措置を講ずることとした。
  - (1) 対インド無償資金協力については緊急・人道的性格の援助及び草の根無償資金協力を除き新規の協力は停止する。
  - (2) 対インド円借款については、今後のインド側の対応を見て、我が国政府の具体的方針を決定する。
  - (3) 本年6月30日 7月1日に対インド支援国会合(IDF)が世銀主催の下に東京で開催されることが予定されていたところ、我が国政府としては、東京開催招致を見合わせたい旨世銀に申し伝える。
- 4. また、インド向けの大量破壊兵器関連品目等の輸出については、厳格な審査を堅持していく。

# インドによる第二回核実験実施を踏まえた我が国の措置に関する 村岡官房長官の談話

平成10年5月14日

- 1. 13日、インドが新たに2回の核実験を実施したことは極めて遺憾であり、我が国としてはこれを重大に受け止め、インドに対し改めて核実験及び核開発の停止を強く申し入れたところである。この新たな事態に鑑み、13日の自分のコメントにもあるとおり、我が国政府としては ODA 大綱の趣旨を踏まえ更なる措置につき検討せざる得ない状況に至ったが、今般、更に以下の措置を取ることとした。
  - (1) インドに対する新規円借款の停止。
  - (2) 国際開発金融機関による対インド融資については慎重に対応する。
- 2. なお、我が国は、この新たな事態を踏まえ、今後の対応を協議するため平林駐インド大使を一時帰国させることとする。また、我が国政府は来るバーミンガム・サミットの場において、インドに対し不拡散体制への参加に前向きに取り組むよう強く働きかけるよう呼びかけることとする。

### パキスタンの核実験実施に対する我が国の措置に関する村岡官房長官の談話

平成10年5月29日

- 1. 28日、パキスタンが我が国を初めとする国際社会による自制に向けた懸命の働きかけにもかかわらず、核実験を行ったことは極めて遺憾である。我が国は、同日、小渕外務大臣よりクレシ在京臨時代理大使を招致し、強く抗議すると共に核実験と核開発の停止をパキスタン側に申し入れたところである。
- 2. 今般のパキスタンによる核実験実施は、核兵器のない世界を目指す国際社会全体の努力に対する挑戦であり、全く容認できないものである。パキスタンに対して核実験と核開発の即時停止を求めると共に、インド及びパキスタンに対して危険な核軍拡競争を開始しないよう、そして NPT 及び CTBT を無条件に締結するよう改めて求めたい。我が国は更に国連安保理をはじめ国際的な場で核不拡散体制の堅持、南アジアの平和維持の問題に積極的に取り組む。
- 3. このため政府としては、ODA 大綱原則に鑑み、以下の措置を講ずることとした。
  - (1) 対パキスタン無償資金協力については、緊急・人道的性格の援助及び草の根無償を除き新規の協力は停止する。
  - (2) パキスタンに対する新規円借款は停止する。
  - (3) 国際開発金融機関による対パキスタン融資については慎重に対応する。
- 4. また、パキスタン向けの大量破壊兵器関連品目等の輸出については、厳格な審査を堅持していく。

## インド及びパキスタンの核実験に関するG8外相声明 (仮訳)

- 2. 両国の国際的地位や大望に対してこれらの実験が与えた、たいでする。 である。 これら実験はまた、投資家の信用に深刻な悪影響を及ぼすであろう。 両国拡大ともに深刻な悪影響を及ぼするともに、核不工ともに、対しては一つでは、前向きな行動をとる必要がある。 といるのに使われるでき資源を奪うこともに、分争の上が出るといる。 における軍備競争を停止するともに、分争の平力における軍権競争を停止するともに、分争の平力における軍権競争を停止するともに、分争の平力に対するとのといては両国の国民がより、中急な行動が必要である。
- 3. インド亜大陸における核兵器及びミサイルの軍備競争を停止するため、また、そのような軍備競争を回避することを望んでいるとのインド及びパキスタン政府の公式声明

に留意し、インド及びパキスタンは、すでに国連安保理に よって支持されている以下の措置を直ちに講ずるべきであ ると我々は考える。

- ーさらなる核実験をすべて停止し、直ちにかつ無条件にCTBTに従い、以てその早期発効を促進する。
- -核兵器の兵器化及び配備、核兵器を運搬可能なミサイル の実験及び配備を差し控え、核兵器及びミサイルを兵器化 及び配備しないことに強くコミットする。
- 核兵器及びその他の核爆発装置用核分裂性物質のさらなる生産を差し控え、前向きな精神で、かつ、すでに合意された交渉マンデートに基づき、他の諸国とともにカットオフ条約の早期合意に向けて軍縮会議での交渉に参加する。
- 一大量破壊兵器またはそれらを運搬可能なミサイルの製造に役立つ資器材、物質及び技術を輸出しないという政策を確認し、この点について適切なコミットメントを行う。

我々は、これらの行動が、両国の利益に極めてよく適う ものであると信じる。

- 4. 対話を通じ、緊張を緩和し、信頼を構築し、及び両国の紛争の平和的解決を促すために、インド、パキスタン両国は、
- 一 
   一 
   一 
   南 
   成 
   を 
   与 
   え 
   る 
  よ 
   ら 
  な 
   軍 
  事 
  的 
  行 
  為 
  や 
  追 
  撃 
  を 
  含 
  め 
  た 
  越 
  境 
  侵 
  犯 
  、 
  ま 
  た 
  は 
  よ 
  た 
  の 
  他 
  の 
  批 
  発 
  的 
  言 
  動 
  を 
  回 
  避 
  す 
  る 
  よ 
  う 
  努 
  め 
  、
- ーテロ行為及びこれに対するいかなる支援をも防ぐよう努 め、
- 両国が既に合意した信頼及び安全保障を構築する措置を 完全に実施し、こうした措置を一層発展させ、
- ーカシミール問題を含め、緊張の根元的原因に対応するための、外相級対話の早期再開、両国首脳間のホットライン

の効果的な利用、来月に予定される第 10回 S A A R C 首脳会議の際の両国間の首脳会談の実現などの手段を通じ、直接対話を遅滞なく再開し、

一南アジア自由貿易地帯などを通じた、インド・パキスタン間の経済的協力拡大に向けた進展を可能とし慫慂するべきである。

我々は地域的安全保障対話の進展を慫慂する。

5. 我々は、インド及びパキスタンに対し、両国間の問題について双方が受け入れ可能な解決策を見いだすよう、働きかけることを強く誓うとともに、インド及びパキスタンがこれらのいかなる前向きな行動を追求するにあたっても、両国を支援する用意がある。この支援は、両国からの要請に基づき、信頼及び安全保障を構築する措置を進展させ実施するため、供与されうる。

6. インド及びパキスタンによる最近の核実験によっても、 NPT上の核兵器国の定義は変更されない。したがって、 これらの実験にもかかわらず、インド及びパキスタンは、 NPT上の核兵器国の地位を有しない。我々はインド及びパキスタンに対し、無条件で現行のNPTに従うことを引き続き促す。インド及びパキスタンにおける核兵器及びおきの兵器を運搬可能な弾道ミサイルの計画をいかなる形ででも支援するような物質、資器材及び技術の輸出を防止するため、我々は、引き続き各々の政策を断固として適用し続ける。

7. 我々は、インド及びパキスタンの核実験によって、核不拡散体制の礎石としての、そして核軍縮追求のための根本的な基礎としてのNPTを堅持し、強化することの重要性は一層高まったと強く信ずる。核兵器国及び非核兵器国を問わず、我々全員は、NPT第6条のもとでの核軍締に

- 8. 我々は、軍縮会議のすべての参加国に対し、軍縮会議におけるカットオフ交渉の即時開始に同意するよう呼びかける。

は、両国政府に対し、社会の全ての人々、特に最貧困層の 利益となるような健全な経済政策を促進するとの目的を阻 害するような支出を削減し、南アジアにおける協力を拡大 するよう呼びかける。

11. 我々は、上記の分野において早期かつ具体的進展をもたらすために、インド及びパキスタン政府に対し、これらの事項に関する我々各国政府の共通の見解を伝えることを誓う。我々は、今後の進展を注視するとともに、我々各国が同意した目的を追求するためのプロセスを継続する予定である。

### インド及びパキスタンの核実験に対する我が国の措置の停止 に関する福田官房長官の談話

平成13年10月26日

- 1. 我が国は、98年5月のインド及びパキスタンによる核実験の 実施に対し、同年5月13日、14日、29日の官房長官談話に 基づき以下の措置をとった。
- (1) 対インド及びパキスタン無償資金協力については、緊急・人道的性格の援助及び草の根無償を除き新規の協力は停止する。
- (2) インド及びパキスタンに対する新規円借款は停止する。
- (3) 国際開発金融機関による対インド及びパキスタン融資については慎重に対応する。
- 2. 我が国は、インド及びパキスタン両国に対し、核軍縮・不拡散に関する我が国の立場を繰り返し表明してきた。その結果、両国ともこれまで3年にわたり核実験モラトリアムを継続し、今後ともこれを継続する旨表明している。さらに、両国は核・ミサイル関連物質・技術の輸出管理についても、その厳格な実施を表明してきている。以上のとおり、我が国の措置は相応の成果をあげたと考えられる。
- 3. 我が国は、テロに対抗するための国際社会の結束をはかるうえでインド及びパキスタンの行っている努力を高く評価している。今次テロとの闘いにおいてパキスタンの安定と協力は極めて重要であり、我が国としては、国内的に大きな困難を抱えている同国を中長期的な観点から支援していくことが必要である。同時に、今後のテロへの取り組み及び南西アジア地域の安定化のために大きな役割を果たすことが期待されているインドに対して、我が国として積極的な関与を深めていく必要がある。
- 4. 以上の諸点に鑑み、今般、インド及びパキスタンに対する前述 の措置を停止することとした。両国に対する具体的な援助の実施 については、今後検討していくこととする。
- 5 我が国は、今後ともインド及びパキスタン両国に対して、CTBT署名を含む核不拡散上の進展を引き続きねばり強く求めていく。また、核不拡散分野における両国の状況が悪化すれば、本措置の復活を含め然るべき対応を検討することとする。